

令和元年度 国立研究開発法人海洋研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化の取り組みを継続するため、令和元年度における調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（1）機構における平成 30 年度に締結した少額随意契約基準を超える契約状況は、表 1 のとおりで、契約件数は 598 件、契約金額は 111 億円である。また、競争性のある契約は 418 件（69.9%）、94 億円（84.8%）、競争性のない随意契約は 180 件（30.1%）、17 億円（15.2%）となっている。

表 1 平成 30 年度の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	303 58.8(%)	59.7 31.9(%)	348 58.2(%)	71.9 64.3(%)	45 14.9(%)	12.2 20.4(%)
企画競争・公募	47 9.1(%)	116.0 61.9(%)	70 11.7(%)	22.8 20.4(%)	23 48.9(%)	△93.2 △80.3(%)
競争性のある契約（小計）	350 68.0(%)	175.7 93.8(%)	418 69.9(%)	94.7 84.8(%)	68 19.4(%)	△81.0 △46.1(%)
競争性のない随意契約	165 32.0(%)	11.7 6.2(%)	180 30.1(%)	17.0 15.2(%)	15 9.1(%)	5.3 45.7(%)
合計	515 100(%)	187.3 100(%)	598 100(%)	111.7 100(%)	83 16.1(%)	△75.7 △40.4(%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減は、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

（2）機構における平成 30 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 352 件（84.2%）、契約金額は約 72 億円（76.2%）である。

1 者応札となった案件を分類すると、約 9 割が調査・研究活動に関わる案件となっており、特に水中及び洋上で使用する物品の調達・整備、洋上での観測等に係る役務契約等が全体の約 5 割を占めており、機構の研究活動に伴う、特殊性・専門性から、対応できる者が限られている状況を表しているものと考えられる。

表 2 平成 30 年度の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	比較増△減
2 者以上	件数	69 (26.1%)	66 (15.8%)	△3 (△4.3%)
	金額	22.0 (49.3%)	22.5 (23.8%)	0.5 (2.4%)

1 者以下	件数	195 (73.9%)	352 (84.2%)	157 (80.5%)
	金額	22.6 (50.7%)	72.2 (76.2%)	49.6 (111.2%)
合 計	件数	264 (100%)	418 (100%)	154 (58.3%)
	金額	44.6 (100%)	94.7 (100%)	50.1 (112.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 平成30年度の合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野について（【 】は当該計画に策定した評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下の取り組みを行うとともに役務契約のうち特に事務管理部門系の分野について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 随意契約の適正化に関する取り組み

①適正性の審査・点検

引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、令和元年度においてもその理由等について機構内で審査する。

(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み

①入札説明書の電子交付等

応札者や応募者を増やすための改善取り組みとして、これまで運用している、入札説明書の電子交付を継続する。また、郵便による入札参加を可能とするため、これらに係るルールの整備及び運用開始時期を検討する。

②調達情報の発信

競争性を高めるために、これまで実施している公告後の応札候補者への声掛け・業界団体への周知依頼、調達情報メールマガジン及び機構ホームページにおいて年間調達予定情報の公表を継続する。

③仕様書等の見直し

仕様書や要求事項が過度の内容となっていないか、また、公告時期の見直しや業務実施時期等を点検し、参入機会の確保など、必要に応じて引き続き改善する。

④船舶運航管理委託契約の見直し

機構の大型契約案件として「船舶運航管理委託契約」の次期契約に向けて調達方法、契約内容の見直しを行う。また、受託者に対するガバナンスを発揮し、適切な履行の確保に努める。

⑤辞退届の分析

辞退届を集計・分析し、辞退理由や入札説明書の配布が複数者であった案件が結果

1 者応札となった原因を分析する。

【⑤について次期契約で見直しの対象とする案件を抽出し、改善を行う】

(3) 調達合理化の取り組み

①契約内容・契約形態の見直し

契約の分割または統合など調達規模、複数年契約化など調達期間について着目し、契約内容や契約形態等を見直すことにより、契約金額の引き下げや事務の合理化等を行う。

②共同調達の推進

事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との共同調達を継続、推進する。

③一括調達等の推進

一括調達の拡大及び契約事務の効率化のため、既存のネット調達の活用を推進し、また新たなネット調達の導入について継続的に検討を進める。

④規程類の改定

契約については一般競争入札等を原則としつつも、機構の研究開発業務等の特性を考慮し、随意契約もしくは随意契約事前確認公募を実施することができる事由を明確にするなど、契約等に係る仕組みを見直し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。また、複数年に及ぶ技術開発を可能とする共同研究開発型の契約について検討を進める。

【①について契約内容や契約形態等を見直す取り組みを行う】

【④について検討・導入の結果を評価する】

3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査チームにより、会計規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、チェックリストを用いた事前審査を全件について実施している。(少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く。)

また、契約金額 3,000 万円を超える随意契約については、契約審査委員会が、会計規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査する体制となっている。

【規程等に基づき、適正な運用を行う】

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

- ① 調達に係る業務マニュアルについて必要に応じて随時見直しや更新を行うとともに、契約課担当職員を対象とした研修を行う。
- ② 要求部署となる職員を対象とした説明会等を開催する。
- ③ 外部の競争的資金に関わる職員向けに研究費不正使用防止に係る取り組みを継続する。

【マニュアル通りに運用する。職員の研修等により不祥事発生の未然防止の取り組みを行う。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後速やかに調達合理化計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表するとともに主務大臣に報告し、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、経営管理担当理事（契約担当役）を総括責任者とし、調達合理化に取り組むものとする。

総括責任者 経営管理担当理事（契約担当役）

副総括責任者 経理部長（分任契約担当役）

メンバー 分任契約担当役経理部長の補助者

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会は、契約監視委員会運営細則に基づき当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取り組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画を改定し、公表するものとする。

以上